

2 教義第 427 号
令和 2 年（2020 年）9 月 28 日

市町村（学校組合）教育委員会
教育長 様

長野県教育委員会教育長

県立学校再開ガイドラインにおける部活動の宿泊を伴う活動について（通知）

このことについて、「部活動の宿泊を伴う活動について（通知）」（令和 2 年 9 月 7 日付 2 教学第 356 号、2 教ス第 167 号）により、県立学校では、原則、宿泊を伴う活動は実施を見合わせることとし、大会日程上、宿泊を伴わないと参加できない高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟が主催する大会に限り、9 月 7 日から学校長の判断により、例外的に宿泊を可能とすることとしたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、「県立学校再開ガイドライン（令和 2 年 6 月 15 日改定）」における部活動の宿泊を伴う活動について「5 部活動について」及び「別紙 4 部活動について」を見直し、令和 2 年 10 月 1 日から適用することとなりました。貴教育委員会におかれましては、御参考にしていただくとともに、御対応いただくようお願いします。

なお、見直しの項目は、下記のとおりです。

記

1 部活動について

宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る各種のガイドライン等に沿った感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

2 実施にあたっての留意事項

やむを得ず宿泊することが必要な場合は、以下に留意すること。

（1）県内で宿泊する場合

- ア 宿泊人数をエントリーメンバーに限るなど、宿泊人数を最小限とすること。
- イ 宿泊日数が最小限となるよう行動計画を作成すること。
- ウ 次の各種ガイドライン等（改正された場合は、改正後による）を参考に、十分に感染症対策を講じることや、講じられていることを確認すること。

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020年9月3日Ver.4) 文部科学省
- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく
国内修学旅行の手引き（第2版） 2020年6月23日一般社団法人日本旅行業協会
- 新型コロナウイルス感染症対策長野県学習旅行（合宿）サポートガイド（第1版）
2020年8月 一般社団法人長野県観光機構
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）第3版 2020年8月長野県
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）別冊
2020年8月7日長野県

エ 宿泊先では、不要不急の外出を控えるなど、感染リスクを避ける行動を心掛けること。
オ 大会主催者等が示す新型コロナウイルス感染防止対策等を遵守すること。

(2) 県外で宿泊する場合

(1)の県内で宿泊する場合の留意事項に留意するほか、特に移動にあたっては、貸し切りバスを利用するなど、不特定多数の人との接触を避けるよう移動手段の工夫をすること。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
(課長) 桂本和弘 (担当) 三ツ井邦仁、早川孝一
電 話 026-235-7426 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 4338
FAX 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

県立学校再開ガイドライン

令和2年5月27日
(令和2年6月15日改定)
(令和2年10月1日改定)
長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、授業を行わない登校日を設定した分散登校（5月16日～22日）、授業日を設定した分散登校（5月23日～31日）と段階的に再開してきたところであるが、本県の感染状況等を踏まえて、6月1日からは次の段階に移行する。

次の段階においては、分散登校から通常登校に切り替えた上で、次の二点を最重要項目として取り組む。

- 引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- 子どもたちの学びを最大限保障する。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドラインを踏まえて教育活動を進めるものとする。その際、児童生徒及び保護者等に各校の取組を丁寧に説明し理解を得ること。

なお、本ガイドラインに係る細目については、別途通知するので留意すること。

また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用（熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）
- ⑤ 「三つの密」の回避

- ・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
(空調使用時も換気が必要)

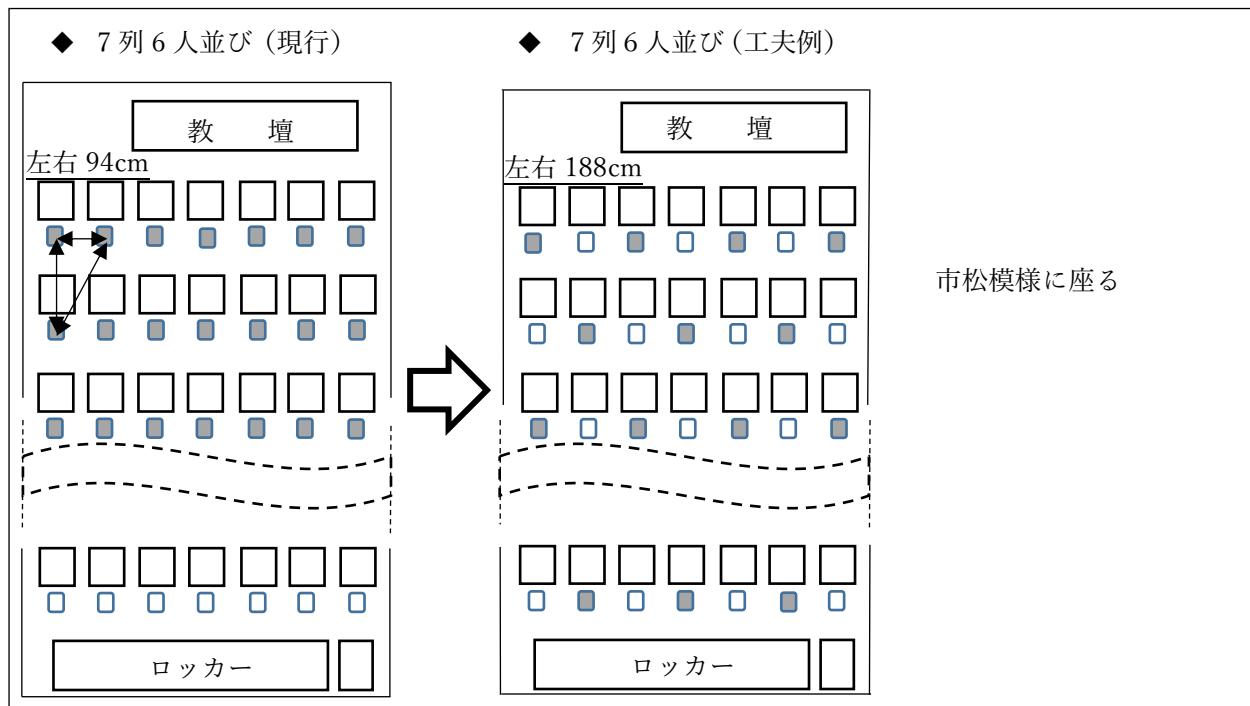
・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

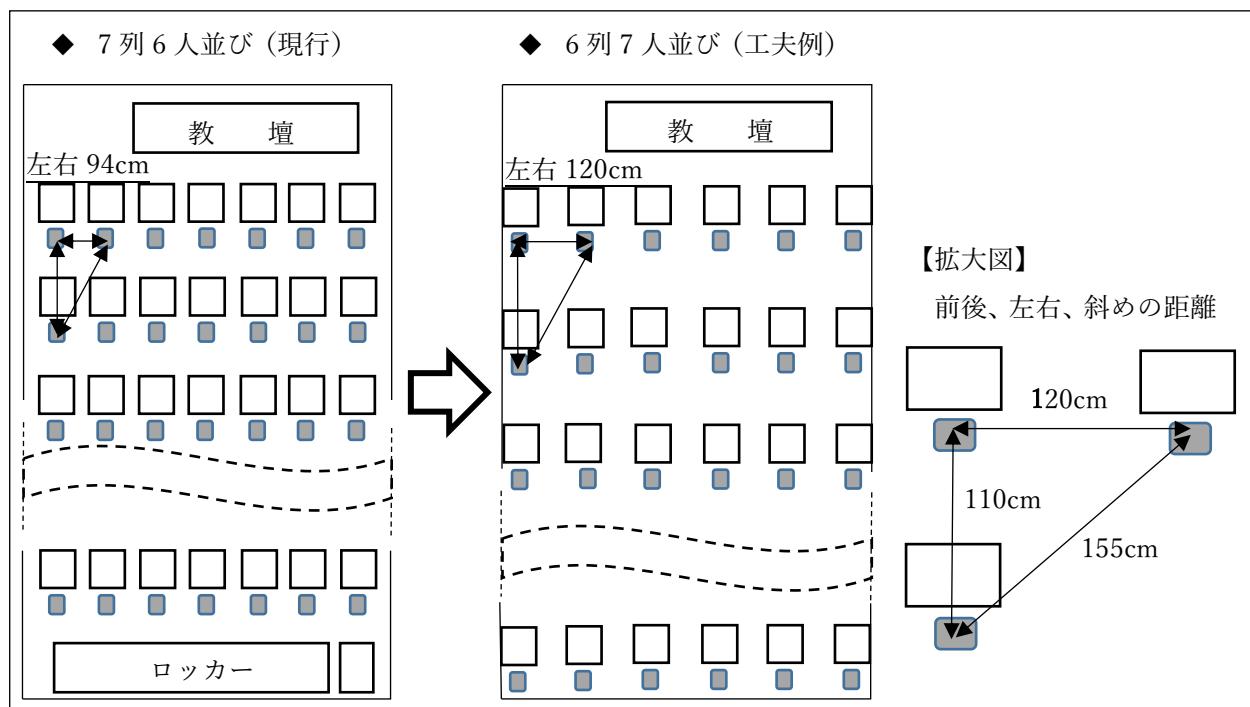
（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

(配置のイメージ1) 選択講座等学習集団が比較的少人数の場合



(配置のイメージ2) 学習集団がホームルーム単位（40名程度）の場合



(2) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 公共交通機関が混雑する時間帯を避けた始業時間の設定
- ③ 同一地域に複数の学校がある場合（長野市、上田市、諏訪市、伊那市、飯田市、松本市等を含む通学区域）、通学時間帯をずらすため学校間で始業時間を調整
- ④ 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、回数や時間を絞る、一定の距離を保つなど可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と交流する場合、電話やFAX、Web会議システム等の活用も検討する。

3 「学びの保障」のための教育活動について

(1) 現状

本年度の一斉休業により、25～26日程度の登校日が休業日（このうち行事やテスト等を除いた授業日は21～26日程度）となった。この間、県立学校においては家庭における学習支援を最大限行い、児童生徒の「学びの保障」に努めてきた。児童生徒は、配付された課題・教材や配信された授業動画、同時双方向型システムを用いて、家庭で学習を行ってきた。

(2) 今後の基本的方針

- ① 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法について、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- ② 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させる。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでないと判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合せた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

(3) 具体的な対応について

- ① 今後必要となる授業時数を算出した上で、年間指導計画を再編成し、授業を行う。
 - ア 今後必要となる授業時数の算出
 - 学習指導要領の内容を指導するために、教材等の工夫や家庭学習との組合せなどによる効果的な学習を考え、必要な授業時数を算出する。

イ 年間指導計画の再編成

不足した授業日数を単に回復するという観点ではなく、基本の方針に基づき、特に以下の点を検討し、年間の指導計画を再編成する。

- ・時間割編成の工夫
 - ・学校行事の精選
 - ・長期休業期間の短縮
 - ・土曜日に授業を行うなど
- ※ 再編成に向けた留意点
- ・学校行事の精選については、それぞれの行事の意義や必要性等に十分配慮する。
 - ・夏季休業については、最低でも2週間程度の日数を確保する。
 - ・長期休業の短縮や土曜日に授業を行う場合には、児童生徒や教職員の負担に十分配慮する。

② 遠隔学習については、児童生徒の実態等に応じ、紙の教材配付やメール等を利用した課題配信、授業動画の配信、Web会議システムを活用した同時双方向型オンライン授業等の遠隔学習を行う。なお、家庭にインターネット環境が無い場合には、学校の端末やモバイルルーターを貸し出す。

4 学校行事等の実施について

- (1) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮し、感染の防止に努める。
- (2) 感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について

部活動については、以下のとおり段階的に通常の活動に移行する。

- (1) 児童生徒の心身の状況及びパフォーマンスの回復状況等を十分に踏まえて、可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。また、宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る各種のガイドライン等に沿った感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。
 - ・共用を避けることが難しい用具等を使用する場合は、こまめに消毒等をする。
 - ・活動場所については、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。
 - ・部室、更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

(1) チェック票を活用した児童生徒への支援

- ① すべての児童生徒を対象にチェック票により心身の状況を把握し、その上で個別面談等による相談支援を実施
- ② 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施

(2) 相談窓口の周知

LINE相談「ひとりで悩まないで@長野」(6月1日から開始)や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。

(3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援

家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施

(4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止

- ・人権教育の推進
- ・指導資料を活用した啓発（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」）

7 特別支援学校における配慮について

(1) 特別支援学校については、各学校により児童生徒の状況が異なることから、6月1日以降、順次通常登校に切り替える。

(2) 基礎疾患等があることにより重症化リスクの高い児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認などした上で、個別に登校の判断をする。

(3) スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
- ③ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること

県立学校再開ガイドラインに係る細目について

- 1 基本的な感染症対策の徹底について・・・別紙1
- 2 「学びの継続計画」について・・・別紙2
- 3 学校行事等の実施について・・・別紙3
- 4 部活動について・・・別紙4
- 5 児童生徒の心のケア等について・・・別紙5
- 6 特別支援学校における配慮について・・・別紙6

別紙1 基本的な感染症対策の徹底について

1 保健管理等について

(1) 感染症対策について（児童生徒・教職員）

①基本的な感染症対策の実施

1) 「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

- 必ず自宅で検温（朝晩）する。
- 発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。

家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼する。家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。

（別紙：健康チェックカード使用）

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- 登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。）
- 登校後に体調が悪くなった児童生徒※₁については、保護者に連絡して速やかに下校させるなど対応する。

※₁ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、（頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など）

2) 「感染経路を絶つこと」

○ 学校における基本的な感染症対策の徹底

- 石けん等による手洗い(約30秒)（以下「手洗い」とする。）を励行する。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- 咳エチケットを徹底する。
- こまめな水分補給を行うなどの工夫（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効）

○ 校内の保健管理体制を整える

- 学校医及び学校薬剤師等と連携した環境衛生
- 手袋やマスクを着用して多数の者が触れる場所の消毒を実施（令和2年6月4日付文部科学省事務連絡参照：消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用）（教職員等が実施）
 - 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ごみ箱など）
 - トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレットペーパーホルダー、手洗い場など）
 - 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）
 - 配膳室等給食で使用する部屋のドア取手、収納庫等

- e. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養するごとに消毒
- f. 清掃用具
- ・蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置し、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。
- ・清掃を児童生徒が行う場合は、特に、換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

3) 「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

1) 換気の徹底

- ・原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。（空調使用時においても換気は必要）
- ・天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。



2) 身体的距離の確保

- ・児童生徒の座席の間隔について、できるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

3) マスクの着用

- ・学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。
- ・熱中症予防のため、のどが渴いていなくてもこまめな水分補給を心掛け、適宜マスクを外して休憩をとる。
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合や、息苦しさを感じた際にはマスクを外すよう配慮する。
- ・マスクを外す際は換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。

(2) 校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応（令和2年4月3日付2教保第10号等通知参照）

① 児童生徒が感染者となった場合

- ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、保健所の調査に協力する。

- イ 学校は、当該児童生徒が治癒するまで出席停止とし、濃厚接触者となった児童生徒については、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅等で健康観察を行う。
感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。(可能であれば治癒証明書)
 - ウ 県教育委員会（設置者）は、保健所への調査協力や施設の消毒等のため、当該学校を臨時休業とする。
 - エ 県教育委員会（設置者）は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。
 - ・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置
 - ・学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応（健康状況把握、消毒等）が適切に実施
- ② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合
- ア 保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校に情報提供があった場合、当該学校は県教育委員会（設置者）に情報提供する。
 - イ 学校は、当該児童生徒を保健所が指定する期間出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。
- ③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合
- ①又は②と同様の対応とし、服務上の取扱いは特別休暇とする。

（3）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

- ① 登校の判断
 - 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受け入れ体制も含め、学校医にも相談する。
また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。
- ② 登校の判断にかかる欠席の扱い
 - 登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。
- ③ 学校教育活動における感染対策
 - ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、自身の家族に発熱等の風邪症状があるときには、医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する学級の教室には入らないようにする。
 - イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。
 - ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

① 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

② 県外

県の基本的対処方針により対応する。

2 学校給食（昼食）に関すること

(1) 以下の事項を徹底する。

- ・食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。
- ・食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- ・食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ・対面での飲食を避け、食事中の会話は控える。
- ・爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

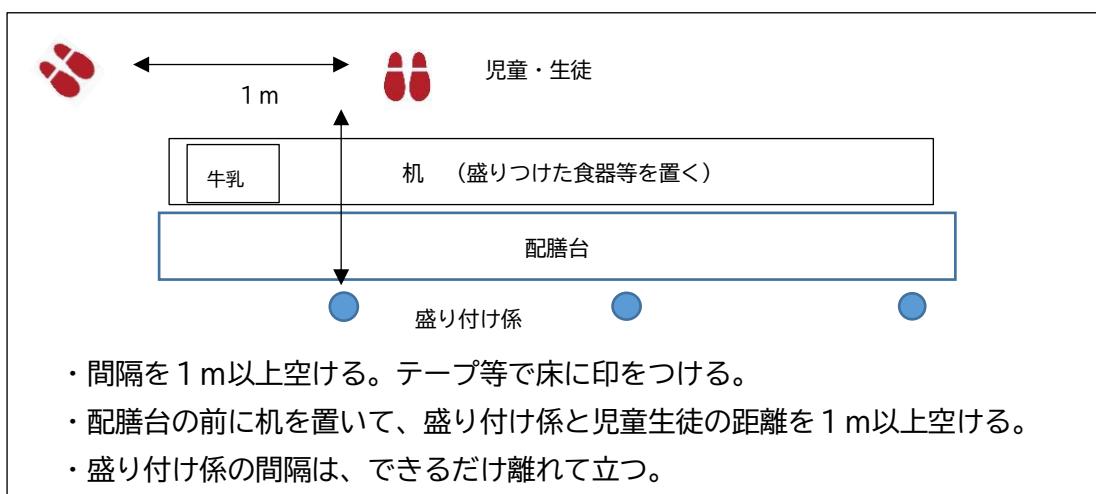
(2) 配膳時での感染防止の工夫

- ・健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢など）
 - ・清潔なエプロン・マスクを着用する。
 - ・コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。（片付け時も同様にする）
 - ・配膳中の会話を控える。
 - ・短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。
- （例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等）

(3) 配膳方法の工夫（学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する）

- ・児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。

（配膳のイメージ）



(4) 片付け時の工夫

- ・配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。
- ・残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

3 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウィルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

- (1) 教職員が感染した場合
- (2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
- (3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合
- (4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
- (5) 教職員が検疫法による停留や、感染症予防法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
- (6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

4 その他

(1) 定期健康診断について

- ・ 健康診断項目のうち、心疾患に係る検診及び結核検診、腎臓検診は、突然死の防止や感染症予防等生命に関わるものであることから、集団感染のリスクを下げる工夫をしてなるべく先行して実施する。（5月21日付け文部科学省事務連絡）
- ・ 新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく健康診断の実施について」（5月1日付け2教保第50号）を考慮し、実施できる体制が整い次第行う。
- ・ 宿泊を伴う行事や対外運動競技等の実施に向けて、学校医、学校、県教育委員会において十分共通理解を図り早期に定期健康診断を実施できるよう調整する。
- ・ 長期休業によって児童生徒の虐待のリスクが高まっていることを考慮し、健康診断時においても十分配慮する。

(2) 学校内で体調不良となった児童生徒への対応

- ・ 保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
- ・ 体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。
- ・ 帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。
- ・ 室内の換気を徹底する。（15分間隔）
- ・ 保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。
- ・ ベッドの配置は、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテンを設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないよう工夫する。
- ・ リネンについては、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。

(3) 学校図書館の本の貸し出しについて

- ・図書館に出入する際には必ず手洗い（アルコール消毒含む）を行う。
- ・読書前後の手洗いと読書中のマスクの着用を徹底する（各ページにウイルスが残存している可能性を考慮）
- ・本はピーコートなど劣化を防ぐ処置を施し、返却時に、表面などを可能な範囲で消毒（次亜塩素酸等）を行う。
- ・館内の換気を徹底する。

(4) サーベイランス・情報収集

- ・感染症情報システムへの入力を確実に行う。また、地域の風邪症状の把握や県がHPに掲載する感染症情報などから感染状況を把握し、早期に感染予防対策を検討する。

(月) 新型コロナウイルス感染症についての健康チェックカード

(別紙)

朝の体調について、今日の日付の欄に○をしてください。ご家族の体温等、健康状態の確認にもご協力をお願いします。

①～⑦に○がつかない場合は登校し、カードを学校へ提出しましょう。

体調はいいですか？		日付					
朝の体温		/	/	/	/	/	/
① からだがるい	からだがおもい						
② 息苦しさがある	(いつもどちらがうるしさ)						
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある							
④ 頭痛がある							
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある							
⑥ においや味を感じない							
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる							
⑧ ⑦に該当する方の体温							
⑨ 昨夜の体温(家に帰つてから検温する)							
保護者のサイン							

体調はいいですか？		日付					
朝の体温		/	/	/	/	/	/
① からだがるい	からだがおもい						
② 息苦しさがある	(いつもどちらがうるしさ)						
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある							
④ 頭痛がある							
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある							
⑥ においや味を感じない							
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる							
⑧ ⑦に該当する方の体温							
⑨ 昨夜の体温(家に帰つてから検温する)							
保護者のサイン							

別紙2 「学びの継続計画」について ～いつ臨時休業になっても学びを続けられるために～

学びの改革支援課

新型コロナウィルス感染症の影響により、今後も断続的な臨時休業が起こりうる状況にある。そのため、次にいつ臨時休業になっても、児童生徒の学びを保障するための準備を進めることが重要である。そこで、臨時休業中にも児童生徒の学びを保障する「学びの継続計画」を作成し、各校が学びを止めないマネジメントを行う。

1 趣旨

再び臨時休業になっても、児童生徒の学びが継続するよう、「自律して学ぶ力」を身に付けたアクティブ・ラナーを育てる教育環境を整える

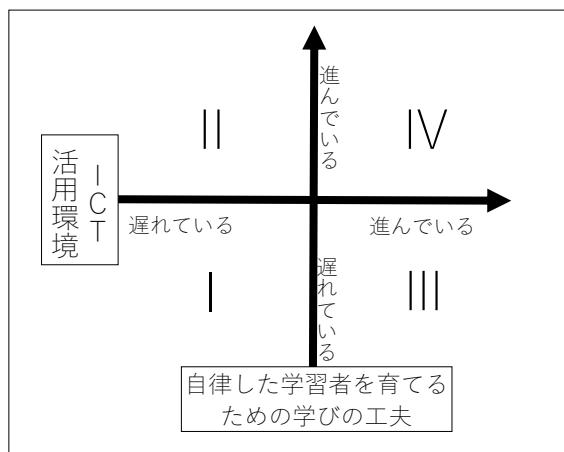
年度初めの臨時休業では、小中学校で約3割、高等学校で約4割の学習進度であった。再び臨時休業となった際には、遠隔学習を充実させて学習進度100%を目指す。そのため、平常時における授業のあり方から見直していく。

2 「学びの継続計画」の作成手順例

手 順	具体例
(1) 年度当初の臨時休業の成果や課題を、児童生徒、保護者、教職員からアンケートで収集する。 3者へ同じ内容をアンケートすると、機能した点と機能していなかった点が明らかになる。 (例) 過度な量を課さないよう調整したが、生徒の受け止めは違っていた。	〈例 児童生徒に向けたアンケート項目〉 <ul style="list-style-type: none">・臨時休業中は、自ら計画を立て学習を進められましたか。・学校から出された家庭学習の量はちょうどよい量でしたか。・ICT機器を使った家庭学習に意欲を持って取り組めましたか。 〈例 保護者に向けたアンケート項目〉 <ul style="list-style-type: none">・お子さんは、自ら計画を立て学習を進めていましたか。・家庭学習の量はちょうどよい量でしたか。・お子さんは、ICT機器を用いた学習に意欲を持って取り組んでいましたか。 〈例 教職員に向けたアンケート項目〉 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が計画を立てて学習を進められるよう工夫しましたか。・家庭学習について適当な量を課しましたか。・ICT機器を用いた家庭学習で意欲を持てるよう工夫しましたか。
(2) アンケート結果を基に、自校の現状を把握し、強みと弱みを整理する。	○ アンケート結果を集計したものを全教職員に配付し、臨時休業中に行った学校の対応や児童生徒の状況等を対話的に振り返る。 〈対話的に振り返る例〉 <ol style="list-style-type: none">1. アンケートの集計結果について気付いたことや疑問を自由に出し合う。2. 気付きや疑問を同じような内容同士でまとめていく。3. 新型コロナウィルス感染症による学びの変化への対応とICT活用環境に関するものに分類し、自校がどの状況にあるかを把握し共有する。4. 自校の強みと弱みを見いだす。
(3) 弱みを補い、強みを伸ばす方策を教職員間で議論し、具体的に考える。	○ 自校の現在の状況を把握した上で、弱みを補い、強みを伸ばしていく方策について、例えば、「恒常対策（一人一台端末時代の授業に向けた準備）」と「緊急対策（準備中に臨時休業となった際の対策）」を具体的に考える。
(4) 「学びの継続計画」に整理してまとめ、学校・児童生徒・保護者等と共有する。	○ 「学びの継続計画」について簡易的にでもまとめておく。 ○ 「学びの継続計画」を基に諸準備を進める。 ○ 継続的な評価・改善が進むよう、職員会議やPTA、学校運営協議会等の機会を適宜活用し、「学びの継続計画」に係るPDCAサイクルを構築する。

3 自校の状況把握と対策の考案

(1) 自校の状況が下図のどのフェーズにあるか把握する。



- I : I C T 活用環境も、学びの工夫も遅れている
- II : I C T 活用環境は遅れているが、学びの工夫は進んでいる
- III : I C T 活用環境は進んでいるが、学びの工夫は遅れている
- IV : I C T 活用環境も、学びの工夫も進んでいる

(2) 各フェーズにおける「恒常対策」と「緊急対策」について具体策を考案する。

フェーズ	恒常対策：中長期的な準備・対応 (一人一台端末時代の授業に向けて)	緊急対策：短期的な準備・対応 (準備中に臨時休業となった際の対策)
各フェーズに共通する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における授業の見直しをする ・児童生徒の家庭にある ICT 環境を調査する ・ICT 環境のない児童生徒がオンラインで学べる場を確保する ・教職員の ICT スキル向上の研修を行う ・スマホの利用規則やセキュリティ等を見直す ・休業時の「学びの変化への対応」学習会を行う ・個別支援が必要な児童生徒への対応を研究する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の実態に即した遠隔学習を推進する ・児童生徒や保護者が見通しをもって学習を進められるよう 1 週間分の学習計画を提示する ・自校の実態に即して ICT 機器を貸出す ・ICT 環境のない児童生徒が学べる場を提供する ・自律した学習者を育てる学びの工夫に対する諸対応を行う ・個別支援が必要な児童生徒へ対応する
I ICT 活用環境も、学びの工夫も遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での学習を回収し、添削して補習するサイクルを確立する ・学年内の学習進度が揃うよう、指導計画を見直し改善して共有する ・Web 会議システムを使って児童生徒とやり取りできるよう研修を実施する ・各家庭の ICT 環境調査を基に、機器の貸出計画を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体での課題を郵送したり電話やメールを活用したりして学習指導を行う ・家庭学習の課題を集めて確認し、分散登校の際に補充指導を行う ・ICT 環境が整っていない家庭への機器の貸出や、依頼しておいた公共施設等でのオンライン学習を行う
II ICT 活用環境は遅れているが、学びの工夫は進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習として課す課題を基に、授業では協働的に学ぶ授業計画を立案する ・Web 会議システムを用いて児童生徒が探究的に学べるよう研修を実施する ・臨時休業になったら活用できる学習支援動画等の情報を集約する ・各家庭の ICT 環境調査を基に、機器の貸出計画を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での予習と分散登校での対面指導を組み合わせた学習指導を行う ・家庭訪問や電話等で児童生徒の学習状況を把握し、補充指導を行う ・ICT 環境が整っていない家庭への機器の貸出や、依頼しておいた公共施設等でのオンライン学習を行う
III ICT 活用環境は進んでいるが、学びの工夫は遅れている。	<ul style="list-style-type: none"> ・Web 上での学習プリントのやり取りやオンラインでの協働的な学びの研修を実施する ・学年内の学習進度が揃うよう、指導計画を見直し改善して共有する ・予習用の授業動画を配信し、学校では協働的に学べるよう、授業計画を見直す ・ICT 機器をいつでも貸し出せるよう準備する 	<ul style="list-style-type: none"> ・Web 上のコンテンツや授業動画を活用して学習指導を行う ・Web 会議システムを活用した学習内容の解説や質疑応答、学習状況の把握を行う ・ICT 環境が整っていない家庭へ機器を貸出す
IV ICT 活用環境も、学びの工夫も進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を撮影した動画をクラウドへ保存し、いつでも復習できるようにする ・オンラインの協働的な学びを実現できるよう、日常の授業から双方向で考えを交流し合う学びを推進する ・ICT 機器をいつでも貸し出せるよう準備する 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業動画を配信して学習を進める ・Web 会議システムを用いて、同時双方向型授業を進める ・Google 等を用いた探究的な学習を推進する ・ICT 環境が整っていない家庭へ機器を貸出す

「学びの継続計画」の例（フェーズIの中学校または高等学校の例）

1 学びの継続方針

臨時休校、分散登校等、どのような状況になっても学びを止めず、生徒が「自律して学ぶ力」を身に付けられる学習環境を整える。

2 現状把握

	ICT 活用環境・教員の ICT スキルの現状	自律した学習者を育むための学びの工夫
強み	<ul style="list-style-type: none"> 卓越したスキルを持つ教員がいる。 生徒に応じた学習プリントを作成できる。 機器整備が進んだ時を想定して、校内研修を行っている。また、現状でできることを研究している。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒個別の学力に応じた家庭学習を課している。 紙媒体による学習計画・報告、課題が定期的・計画的に出されている。 学びの過程で生じた新たな疑問を課題として学習できる。
弱み	<ul style="list-style-type: none"> 一部の教員のみが ICT を活用していて、温度差や格差がある。 オンラインによる効果的な授業方法を知らない。 ICT 機器の未整備を理由にオンライン学習に苦手意識を持っている教員がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全員一律の課題を課している。 出席すること、課題を出すことで修得したとみなし、定着の確認をあまりしていない。 与えた課題だけの対応にとどまり、生徒が自ら探究する学びができていない。

3 学びの継続のために準備しておくこと

ICT 活用環境・教員の ICT スキル向上	自律した学習者を育むための学びの工夫
①全生徒の家庭における ICT 環境を調査 ②家庭に Wi-Fi 環境がない生徒が学べる校外の場の確保（公共施設、自宅から近い学校等） ③全教員がハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク技術の基礎知識の習得 ④動画作成、双方向型授業のやり方等を校内研修で実践的に交流 ⑤ID 取得後の Google でできることの研究 ⑥学校で共通して活用する ICT の操作マニュアルの作成、共有（生徒の端末利用のルール等） ⑦教材をデータ化し共有 ⑧ICT 支援員の配置、活用法の研究 ⑨情報化推進担当の教員は、ICT スキル向上に専念	①ICT を使うこと以外の学習指導のあり方についての研究 <ul style="list-style-type: none"> 何を家庭で、何を学校で学習するかを明確化 一斉授業ではない授業計画 反転学習と対面・オンライン授業の組合せ グループだけでなく、個人を主とした探究学習の研究 少人数、短時間で学べる個別最適化の授業展開 ②生徒や保護者の ICT スキル向上のためのガイダンスの実施 ③地域社会の発展・貢献につながる協働的、探究的な学びをさらに促進

4 再び臨時休業になった際の学びの継続

段階	遠隔学習の内容	学習状況の把握方法
休業が家庭の ICT 活用環境の整備前	<ul style="list-style-type: none"> 家庭に機器がない場合は貸し出し、Wi-Fi 環境が整備された公共施設や近隣校等で学べるようにする 紙媒体により、電話、メール、郵送等を活用した指導 Google、Classi 等の活用 プリント課題と動画（短時間）配信の併用 スマホでの視聴を前提とした教材（動画）作成 プリント課題の工夫（例題＋演習など） 	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体（レポート）の提出、取組状況の把握 小テストの実施 学習計画書、学習記録の提出 分散登校による個別指導の充実
休業が家庭の ICT 活用環境の整備後	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、タブレット、Wi-Fi 環境のない生徒に機器を貸し出す Web 会議システムを活用した双方向型授業の実施 双方向型 S H R （決まった時間に） オンデマンド授業（YouTube） Google、Classi 等で探究的な課題や演習を配信 自分で学ぶ教材を選べるようにする 少人数グループでのオンラインによる話合い 双方向型とオンデマンドを組合せた学習スタイルの確立 時間割をつくり、取り組む時間を決めた学習 	<ul style="list-style-type: none"> 双方向型通信による聞き取り 個別指導＋双方向型授業（オンライン）＋オンライン（Google のアンケート機能利用） 口頭試問 プレゼンテーション クラウドやアンケート機能を活用した課題の回収

別紙3 学校行事等の実施について

1 基本的な考え方について

- (1) 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えていたりするものである。それぞれの行事の意義や必要性を確認しながらも、感染拡大防止の観点から、リスクの高い活動を回避する対策を講じる。
- (2) なお、感染拡大防止のための措置を講じてもなお、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

2 主な行事等における具体的対応

(1) 文化祭

- ・学校外から不特定多数の来校者があり、児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、一斉休業により準備期間も十分確保できていないことから、中止又は延期、あるいは開催方法等を工夫して開催する。
- ・開催する場合には、規模を縮小した発表会形式での開催、ICTを活用した開催方式の工夫等、十分な感染防止のための対策を講じる。特に一般公開、物品販売等については、従来通りの実施方法では感染リスクが高いことに鑑み、実施する場合には人数制限や販売物の種類など慎重に検討すること。

(2) 体験入学

- ・中学生にとって、高校選択のために重要かつ貴重な機会であることから、実施の方向で検討する。ただし、中学校の夏季休業短縮、文化祭実施時期等に配慮し、7月に予定している場合は、原則として9月以降に延期する。
- ・開催に当たり、多数の参加者が予想される場合は、午前・午後の開催、複数日開催、多人数が一堂に集まらない等の対策を講じる。

(3) 進路説明会、企業説明会、職場見学など

- ・進学、就職、インターンシップ等進路指導、キャリア教育に関連する行事、活動等については、その意義と重要性を考慮し、十分な感染回避のための対策を講じた上で実施する。

(4) 修学旅行

- ・児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、移動に伴う感染リスクが高いことに十分留意した上で、教育的意義や児童生徒の心情、保護者の理解などに配慮し、旅行時期や旅行先等を十分検討し、実施する。

別紙4 部活動について

1 段階的に通常の活動へ移行

- (1) 段階的な再開の期間を経て、児童生徒の心身の回復状況や実際の活動の様子を把握した上で、可能な限り感染症対策を行い、通常の活動に移行する。移行にあたっては、慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 6月20日以降は休日の活動を可能とする。また、6月27日以降は他校との練習試合や合同練習会、合同発表会等を行うことも可能とする。その際、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- (3) 宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る各種のガイドライン等に沿った感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期間	6月15日から26日		6月27日から7月3日	7月4日以降
期分け	適応期		試合再開準備期	試合再開期
目的	基礎体力の再構築	基礎体力の向上	専門体力の再構築	専門体力の向上
	技術練習	技術練習	技術練習	技術練習
強度	70%程度	80%程度	90%程度	100%程度
活動時間	90分まで	90分まで	長野県の部活動方針による	

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染症対策の徹底

- (1) 全般に係ることについて
 - ① 代替大会等の参加については、部活動再開の際と同様に、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。
 - ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
 - ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について
 - ① 児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施することを検討する。
 - ② 各競技において特性に応じたガイドラインが中央競技団体から示されている場合は、それに従って活動すること。
- (3) 部活動で使用する用具等の扱いについて
部活動で使用する用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ① 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。
- ② 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ③ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) その他

- ① 児童生徒の健康、安全を確保するため対外運動競技等の参加に向けて、健康診断を早期に実施する。
- ② 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

別紙5 児童生徒の心のケア等について

教育相談係や生徒指導係等が中心となり、学校再開後、早い段階で心のケア等の取組を進めましょう。

1 子ども自身がチェック票に記入（チェック法）：【資料1】

すべての子どもが、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられます。そこで、学級担任等が、「心と体のチェック票」（資料1）を活用して、心身の健康状態の把握を行いましょう。心の中にある心配事を記入することができるよう落ち着いた雰囲気で行いましょう。

子どもたちへチェック票を配布し、チェック項目の内容を説明するなどしながら回答を進めていきましょう。記入が困難な子どもについては、担任が聴き取って記入したり、かかわりのある職員や保護者が記入したりするなど実情に応じて工夫しましょう。

チェック票回収後、学級担任等はチェック票から、一人一人の子どもの様子をつかみましょう。（学級担任のみに任せることなく、学年や全職員によるチーム体制で実施）

2 子どもから直接聴き取る（聴き取り法）：【資料2】

個別面談等の時間を設定し、チェック票の気になる点などを本人から直接聴き取りましょう。その際は、「児童生徒聴き取り票」（資料2）を活用して、担任や子どもが相談しやすい先生が、詳しく聴き取った子どもの様子を記録しておきましょう。

子どもの心身の状況を理解するためには、積極的に関心をもって注意深く聞くことが必要です。その時、言語メッセージだけでなく、非言語（表情、しぐさ、声の調子）から、言葉の背後にある感情を受け止めて共感することが大切です。

また、「あいづち」、「うなずく」、「繰り返したり要約したりする」、「感情を言い換えたり、質問したりする」という傾聴の技法を用いることが有効です。ここで見えてきた子どもの気持ちや考えを尊重し、安心感を得ることができるようになります。そのためには、教職員が、子どもの考え方や感情をそのまま受け止める態度や姿勢を示すことが大切です。

3 情報を共有、必要に応じて専門家と連携して支援にあたる：【資料1、資料2】

チェック票や聴き取った情報は、養護教諭、教科担任、学年会等で共有しましょう。気になる子どもについては管理職に連絡し、支援会議等を開催して支援の方針を確認しましょう。また、保護者との個別懇談を早期に実施して、詳しい状況を確認し、学校と家庭で協力して取り組める支援について検討しましょう。

登校できない子どもに対しては、電話連絡や家庭訪問等を行い、家庭の状況や健康状態の把握に努めましょう。チェック票を家庭で子どもに書いてもらい、支援の資料とすることも考えてみましょう。

相談機関・医療機関、SCやSSW等の専門家の支援が必要と思われる場合は、保護者や子どもと話し合い、相談窓口や医療機関の紹介等を行うとともに、専門家と連携して継続的な支援を進めましょう。

【引用・参考文献等】

- ・「子どもの心身のケアハンドブック～いつもと違う子どもの言動に気を配る～」：新潟市教育委員会：2020.4
- ・「家庭で過ごす期間の子どものストレスとその対応～保護者・教職員向け～」：早稲田大学教育学部：本田恵子：令和2年
- ・「子供の心のケア 一サインを見逃さないためにー」：文部科学省：平成26年

小学生用

こころ からだ ひょう
心と体のチェック票

じぶん こころ からだ ようす し
 自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまると思
 う番号に○をつけてください。

1 : まったくあてはまらない 2 : あまりあてはまらない 3 : ややあてはまる 4 : よくあてはまる

1 心配でいらっしゃるおちつかない	1	2	3	4
2 むしゃくしゃして乱暴になった	1	2	3	4
3 たくさん手を洗っても心配だ	1	2	3	4
4 よく眠れない	1	2	3	4
5 頭やおなかが痛くなる	1	2	3	4
6 だれかが「せき」をすると怖くなる	1	2	3	4
7 仲良しの友だちでもさわられるといやな感じがする	1	2	3	4
8 悲しかったことの夢を見る	1	2	3	4
9 こわいことを思い出す	1	2	3	4
10 ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする	1	2	3	4
11 たくさん人がいるところが怖い	1	2	3	4
12 すぐにわすれたり、思い出せなかったりすることがある	1	2	3	4
13 家にいるとおちつかない	1	2	3	4

※ いまきもちのか今の気持ちを書いてみましょう。絵でかいてもいいですよ。

※ 気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか？【先生】

中学生・高校生用

心と体のチェック票

年 組 番 名前

自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまると思う番号に○をつけてください。

1 : 全くあてはまらない	2 : あまりあてはまらない	3 : ややあてはまる	4 : よくあてはまる
---------------	----------------	-------------	-------------

1 心配でいらっしゃる落ち着かない	1	2	3	4
2 気持ちがむしゃくしやしている	1	2	3	4
3 たくさん手を洗っても心配だ	1	2	3	4
4 眠れなかったり、途中で目が覚めてしまったりする	1	2	3	4
5 身体がだるく感じる	1	2	3	4
6 誰かが「せき」をすると怖くなる	1	2	3	4
7 仲良しの友だちでも触られるといやな感じがする	1	2	3	4
8 悲しい気分になる	1	2	3	4
9 不意に怖いことを思い出す	1	2	3	4
10 ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする	1	2	3	4
11 たくさん人がいるところが怖い	1	2	3	4
12 勉強に集中できない	1	2	3	4
13 家にいると落ち着かない	1	2	3	4
14 時々、自分を傷つけたくなる	1	2	3	4
15 悩みを相談できる友だちがない	1	2	3	4
16 新型コロナウイルスのせいで不幸になったと思う	1	2	3	4

※ 今の気持ちを書いてみましょう。

気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか? 【 先生】

【教職員用】児童生徒聞き取り票

資料2

年 組 番 名前

質問項目	聞き取った内容
1 食欲がないときがありますか	
2 眠れないことがありますか	
3 からだの面で、どこか調子が良くないなあと最近感じることがありますか ・おなかや頭が痛い、皮膚や目がかゆい等の身体症状	
4 気持ちの面で、落ち着かなかつたりイライラしたり落ち込んだりすることが最近ありますか	
5 学校生活や家庭生活で、最近悩んでいることや困っていることがありますか	
その他（子どもの表情、しぐさ、声の調子など）	

【聞き取った内容により、支援の緊急性を検討しましょう。】

（裏面：語り掛け例等）

児童生徒聞き取り票 【教職員語りかけ 例】

- ・久しぶりに○○さんに会えてよかったです。先生、うれしいよ。
- ・ずっと家にいなくてはいけなくて、友だちと会えなかったり、思う存分身体を動かすことができなかったりして、つらかったね。
- ・やっと学校生活が再開したけれど、今の気持ちはどうかな。うれしい気持ちもあるかもしれないし、ちょっと心配な気持ちもあるかもしれないね。
- ・ここ1週間くらい○○さんの心と体の様子や学校が再開しての今の気持ち、困っていることがあれば先生に話してくれるかな。心配なことがあれば一緒に考えていくよ。
- ・聞き取りが終わったら、「話してくれてありがとう、困ったことがあったらいつでも聞くからね」等のあたたかな一声をかけましょう。

※ 質問項目とあわせて、事前に児童生徒が書いた「心と体のチェック票」で気になる点等を本人から詳しく聞き取り、相談に乗りましょう。

※ 相談内容によっては、学級担任には話しにくいというケースもあります。児童生徒の話しやすい先生等を確認して、児童生徒が確実に悩みを相談できるようにしましょう。

※ 児童生徒によっては、抱える悩みを言葉では表現できないケースもあります。保護者と連携して情報を共有しながら支援の必要性を検討しましょう。

別紙6 特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等の課題を抱えていることから、以下に留意し教育活動を進める。

1 スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつ条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせること
- ③ 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
- ④ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ⑤ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑥ 多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
- ⑦ スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

2 障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

（1）視覚障がい

- ① 児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
- ② 触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いを行うこと
- ③ 点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること

（2）聴覚障がい

- 指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること

（3）知的障がい

- ① 障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
- ② 自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと

（4）肢体不自由

- スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと

（5）病弱

- 児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

3 身体的接触を伴う場面での配慮

(1) 食事・歯磨き・着替え等

- ① 原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと
- ② 児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること

(2) トイレ支援

- 児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること

(3) 移動

- 児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと

なお、(1)～(3)の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

4 寄宿舎における留意事項

(1) 舎室等

- ① 部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること
- ② 同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ2m（最低1m）の間隔をとるよう配慮すること

(2) 洗面・食事・入浴等

- ① 洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること
- ② 食事の際は、1m以上の間隔をとり、向かい合わないように座席を配置し、配膳は職員が行うこと
- ③ 入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること

5 その他

(1) 自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行うこと

(2) 交流活動

- ① 学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、1学期中は、行わないこと
- ② 個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

(3) 就労支援

- 現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

(4) 教育相談

- 来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、参加人数を必要最小限で行い、1学期中は児童生徒同士の交流を伴う体験活動は行わないこと